

北海道告示第10011号

森林法第10条の12の5の規定により下記のとおり不確知立木持分及び不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定をしたので、同法第10条の12の6の規定により公告する。

令和4年1月6日

北海道知事 鈴木直道

1 申請者

- (1) 住所 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱189番
- (2) 氏名 三浦 安則

2 裁定事項

- (1) 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱23番、24番、25番、25番1 山林 457,867㎡
- (2) 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

樹種	林齢	本数(本)	樹種	林齢	本数(本)	樹種	林齢	本数(本)
スギ	48	281	ブナノキ	48	63	キハダ	63	117
	51	4		51	19		68	30
カラマツ	48	31		63	585	イタヤカエデ	63	2,106
	63	117		66	12		68	30
	67	563		67	1,190		69	68
	68	822	68	6,203	ミズキ	63	117	
	69	204	75	677		68	30	
	75	2,708	ナラ	48	63	その他広葉樹	66	6
87	1,816	63		3,393	67		184	
トドマツ	51	8		66	36		68	1,166
	67	113		67	1,302		75	508
ヤナギ	63	234		68	16,953		計	
				69	136			
			75	677				
			ホオノキ	68	30			

(林齢は裁定時(令和3年)のもの)

- (3) 不確知立木持分及び不確知土地使用权の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法
 - ア 補償金の額 655,900円
 - イ 支払の時期及び方法 伐採の時期の開始する日の前日までに函館地方法務局江差支局に供託する。
- (4) 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法
 - ア 伐採の時期 令和4年1月3日から令和5年6月30日まで
 - イ 伐採の方法 皆伐
 - ウ 造林の時期 令和4年4月1日から令和6年6月30日まで
 - エ 造林の方法 人工造林 (樹種 カラマツ)
- (5) 不確知土地使用权の内容
 - ア 使用目的 不確知立木持分に係る立木の伐採及び搬出並びに伐採後の造林及び造林木の育成のため
 - イ 設定期間 令和4年1月3日から令和46年12月31日まで

3 その他

共有者不確知森林の森林所有者であって当該森林の立木の伐採及び伐採後の造林に同意をしていない者は、函館地方法務局江差支局において補償金の還付を受けることができる。